【資料 6-1】

○小田原市褒賞基金に関する条例施行機側

昭和51年３月29日規則第２号

改正

昭和61年２月20日規則第２号

昭和61年10月30日規則第46号

平成２年12月25日規則第35号

平成５年３月31日規則第６号

平成10年３月31日規則第２号

平成16年12月１日規則第42号

平成17年４月１日規則第２号

平成23年３月30日規則第３号

平成25年12月13日規則第79号

平成29年３月31日規則第15号

令和４年３月31日規則第12号

令和５年３月31日規則第４号

令和８年３月31日規則第７号

小田原市褒賞基金に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、小田原市褒賞基金に関する条例（昭和50年小田原市条例第41号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（褒賞事業）

第２条　条例第２条に規定する褒賞事業は、次の各号に掲げる褒賞の区分に応じ、当該各号に該当するものについて市長が行う。ただし、小田原市表彰条例（昭和42年小田原市条例第１号）に基づく表彰に該当しないものとする。

（１）　小田原市民功労賞　小田原市に関する学術、文化、教育、福祉等について、特別な研究を行い、又は功績のあった個人又は団体

（２）　小田原市民栄誉賞　スポーツ、芸術、文化等の分野において特に顕著な業績があり、広く市民に明るい希望と誇りを与えるとともに、小田原の名を高めた個人又は団体

（３）　小田原市青少年善行賞　おおむね25歳以下の市民又はこれを主たる構成員とする団体であって、地域社会又は学校等を通じて顕著に他の模範となる活動を行ったもの

（基金の積立て、管理及び運用益金の処理の区分）

第３条　条例第３条から第５条までに規定する基金の積立て、管理及び運用益金の処理は、前条第１号の小田原市民功労賞及び同条第２号の小田原市民栄誉賞と同条第３号の小田原市青少年善行賞とに分けて行うものとする。

（褒賞の方法）

第４条　褒賞は、表彰状及び褒賞金（褒賞品に代えることができる。以下同じ。）を贈る。

２　褒賞を受けるべき者（個人に限る。）が褒賞を受ける前に死亡したときは、前項の表彰状及び褒賞金は、その遺族に贈る。

（褒賞金の額）

第５条　褒賞金の額は、10万円の範囲内で市長が定める額とする。

（褒賞の時期）

第６条　褒賞の時期は、市長が定める。

（特別賞）

第７条　褒賞を受けたものに更に褒賞をする理由が生じた場合は、特別賞として重ねて褒賞することができる。

（該当者の調査及び資料の提出）

第８条　課等の長は、別に定めるところにより、褒賞に該当すると認められるものを調査の上、必要な資料を、第２条第１号及び第２号に掲げるものにあっては市民部地域政策課長に、同条第３号に掲げる者にあっては子ども若者部子ども政策課長に提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年２月20日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年10月30日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年12月25日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年３月31日規則第６号抄）

１　この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月31日規則第２号抄）

1　この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成16年12月１日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年４月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年３月30日規則第３号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月13日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月31日規則第15号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日規則第12号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日規則第４号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月31日規則第７号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。